

■公正取引委員会からの勧告について

2026年6月4日
株式会社ホンダ茨城南
代表取締役社長 磯山良輔

株式会社ホンダカーズ茨城南(以下「当社」)は、本日公正取引委員会より改正前の下請代金支払遅延等防止法(以下「下請法」)に基づく勧告(以下「本勧告」)を受けました。

本勧告により、お取引先様、ご愛顧いただいているお客様にご心配やご迷惑をおかけしましたことを、深くお詫び申し上げます。

当社におきましては、お客様より請け負う钣金修理等の一部をお取引先様に委託しております。この度の公正取引委員会監査において、お取引先様との委託内容に含まれない車両の運送を無償で対応頂いていた事例が確認され、これらの行為が改正前の下請法第4条第2項第3号に該当し、お取引先様の利益を不当に害する行為として同事項違反の旨の勧告を受ける事となりました。

指摘を受けた勧告対象の期間は令和6年9月から令和7年9月までの期間であり、対象のお取引先様は15社、該当する車両は1,014台となります。

対象となるお取引先様に対して本来の対価をお支払いすべく順次協議を進めてまいります。

本勧告は当社とお取引先様との取引条件に関するものであり、お客様よりご依頼いただいた钣金修理等の品質・安全性に問題はございません。

当社は、本勧告を真摯に受け止め、中小受託取引適正化法(2026年1月改正)の社内研修等を実施し、コンプライアンス遵守の体制作りと、

お客様、お取引先様との信頼回復の取り組みを全力でおこなってまいります。

【本件に関するお問い合わせ先】

ホンダ茨城南 お客様相談室 (電話)0120-787-022